

一般社団法人 佐賀県銀行協会定款

平成 15 年 8 月 1 日改正

平成 19 年 12 月 20 日改正

平成 22 年 6 月 1 日改正

平成 23 年 11 月 1 日改正

平成 29 年 6 月 6 日改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人佐賀県銀行協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、事務所を佐賀市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本協会は、銀行業務の改善進歩を図り、一般経済の発展に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するために佐賀県内において次の事業を行う。

- (1) 銀行営業及び業務一般に関する社員、関係官庁、その他との連絡
- (2) 佐賀手形交換所の設置、運営
- (3) 金融及び経済に関する調査及び研究
- (4) 関係官庁その他に対する建議及び答申
- (5) 他の金融機関及び産業界との連絡
- (6) 金融機関関係者相互の親交を図り、その連絡を密にするための施設の設置及び運営
- (7) 銀行職員の養成教育並びに厚生に関する施設の設置及び運営
- (8) 相談所の設置及び運営
- (9) その他本協会の目的達成上必要と認めた事業

第 3 章 社員

(社員の要件)

第 5 条 本協会の社員となることのできる者は、佐賀県内において本店又は支店等の営業拠

点を有する銀行に限る。

(入会)

第6条 社員となることを希望する銀行（以下「申込者」という。）は、所定の入会申込書を提出して理事会の承認を得なければならない。

(加入金)

第7条 前条の承認を得た申込者は、第45条に規定する加入金を納付しなければならない。

(社員資格の取得)

第8条 申込者が前条の加入金を完納したときは、常務理事は、申込書に記載した事項を社員名簿に登録し、これを社員に通知しなければならない。

2 申込者は、前項の社員名簿への登録によって社員としての資格を取得する。

(社員名簿に記載した事項の変更)

第9条 社員名簿に記載した事項に変更を生じたときは、社員は、1週間以内に書面をもってこれを本協会に通知しなければならない。

2 前項の通知があったときは、常務理事は、社員名簿に変更の記載をし、これを社員に通知しなければならない。

(社員資格の喪失)

第10条 社員である資格は、次の事由によって喪失する。

- (1) 書面により退会の申出をしたとき又は整理のために休業したとき。
- (2) 佐賀手形交換所規則第36条に規定する借方交換戻若しくは同規則第40条に規定する決済資金の不足金の払込みをしないとき又は同規則第38条若しくは同規則第41条に規定する手形の返還を受け、その代わり金を支払わないとき。
- (3) 第5条に規定する要件を喪失したとき。
- (4) 破産手続開始決定を受けたとき。
- (5) 解散したとき又は合併により消滅したとき。
- (6) 第13条（除名）に規定する除名の決議があったとき。
- (7) 総社員が同意したとき。

(社員資格の承継)

第11条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める銀行は、当該社員の資格を承継することができる。

- (1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行
- (2) 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行
- (3) 分割又は営業譲渡により、営業の全部を他のいずれかの銀行に譲渡し、かつ、前条第3号又は同条第5号により社員の資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行
- (4) 分割若しくは営業譲渡により、営業の全部若しくは一部を当該社員の子会社である

銀行、親会社である銀行、若しくは親会社の子会社である銀行に譲渡し、前条第3号又は同条第5号により社員の資格を喪失する場合 次に掲げる銀行

ア 営業の全部又は一部を他のいずれかの銀行に譲渡するときは、その銀行

イ 営業の全部又は一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定するいずれかの銀行

(5) その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

(退会)

第12条 社員は、退会の申出を書面で行うことにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第13条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において総社員の4分の3以上の同意により除名することができる。

(1) 経費分担金を納付しないとき。

(2) 本協会の体面を毀損する行為又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 営業状態が危険と認められる事実があったとき、又は手形交換等に関する規則若しくは総会の決議に違反したとき。

2 前項の規定により社員を除名しようとする場合には、当該社員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

(社員資格喪失の通知等)

第14条 社員としての資格を喪失した者があるときは、常務理事は、社員名簿にその事由及び年月日を記入し、かつ、これを社員に通知しなければならない。

(社員の権利喪失)

第15条 社員がその資格を喪失したときは、本協会に対する全ての権利を失う。

第4章 機関

第1節 役員

(役員の数)

第16条 本協会には、次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上11人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を会長、会長以外の理事のうち1人を常務理事とする。

3 会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）の代表理事とし、常務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

（役員を選任）

第 17 条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

2 理事及び監事のうち、理事 1 名以上及び監事 1 名は、社員の役職員以外の者から選任する。

（会長の選定）

第 18 条 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（常務理事の選定）

第 19 条 常務理事は、理事会の決議によって社員の役職員以外から選任された理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第 20 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、本協会の職務を執行する。

（監事の職務及び権限）

第 21 条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、財産の状況又は業務の執行につき不整の事実を発見したときは、これを総会に報告しなければならない。

3 監事は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

（会長の職務及び権限）

第 22 条 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより本協会を代表し、会務を総理する。

2 会長は、毎事業年度毎に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

（常務理事の職務及び権限）

第 23 条 常務理事は、会長を補佐し、会長の指示に基づき、常務を分担処理する。

2 常務理事は、毎事業年度毎に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

（役員任期）

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する決算総会終了時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事に欠員を生じたときは、第 17 条の規定によりこれを補充する。ただし、第 16 条に定める定数を満たす場合であって、理事会において会務に支障をきたさないと認めるときは、補充選任を行わないことができる。
- 3 補充により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任したことにより、第 16 条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総社員の 4 分の 3 以上の同意により解任することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 本協会の役員としてふさわしくない行為をしたとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常務理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 2 節 総会

(総会の構成)

第 27 条 総会は、全ての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(総会の種類)

第 28 条 総会は、通常総会と臨時総会の 2 種とする。

- 2 通常総会は、毎年 3 月末までに開催する予算総会及び事業年度終了後 3 箇月以内に開催する決算総会とする。
- 3 前項の決算総会をもって法人法上の定時社員総会とする。
- 4 臨時総会は、法令上別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 5 総社員の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(総会の招集)

第 29 条 総会は、開催の 1 週間前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載した通知を発して、会長が招集する。ただし、緊急の場合は、社員全員の同意を得て、招集の手

続を経ることなく開催することができる。

- 2 前項にかかわらず、総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、その旨を通知するとともに、開催の2週間前にその通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第30条 総会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事の互選により議長を選出する。

(総会の定足数)

第31条 総会は、総社員の過半数の出席によって成立する。

(社員の議決権)

第32条 各社員の議決権は1箇とする。ただし、決議事案につき特別の利害関係を有する社員は、その決議事案に限り議決権を有しない。

- 2 総会に出席することができない社員は、第29条の規定によりあらかじめ通知のあった事項について書面で議決権を行使し、又は他の出席社員にその行使を委任することができる。
- 3 前項に規定する書面で議決権を行使した社員、又は議決権の行使を委任した社員は、総会に出席したものとみなす。

(総会の決議)

第33条 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合及び法令で定められた事項を除き、出席社員の過半数で決する。

- 2 総会の議長は、社員としての議決権を有する。
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会の決議事項)

第34条 総会は、この定款に別段の定めのあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 理事及び監事を選任及び解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- (7) その他総会で決議するものとして法令で定められた事項

(総会の議事録)

第 35 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び総会に出席した社員の中から議長が指名した議事録署名人 2 人以上が、前項の議事録に署名又は記名押印し、事務所に備え置かなければならない。

第 3 節 理事会

(理事会の構成)

第 36 条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、理事全員をもって組織し、次の職務を行う。ただし、理事会で別に定める通常業務については、会長が専決することができる。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長及び常務理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第 37 条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときに、これを開催する。

2 会長は、理事会を開催しようとするときは、開催の 5 日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を各理事及び各監事に通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第 38 条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、理事の互選により議長を選出する。

(理事会の定足数)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しなければ、会議を開き決議することができない。

(理事会の決議)

第 40 条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもってこれを決する。

2 理事会の議長は、理事としての議決権を有する。

3 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案事項について理事（該当事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の決議事項)

第41条 理事会は、この定款に別段の定めのあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会において理事会に委嘱された事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本協会運営上の重要な事項

(理事会の議事録)

第42条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事が署名又は記名押印した議事録を、事務所に備え置かなければならない。

第4節 委員会

(委員会)

第43条 必要に応じ、本協会に委員会を置くことができる。

- 2 委員会の設置及び廃止は、理事会の決議を要する。
- 3 委員の選任及び解任並びに運営に関し必要な事項等は、理事会の決議による。
- 4 前項に規定するもののほか、委員会について必要な事項は、理事会において別に定める。

第5章 経費分担金

(経費負担義務)

第44条 社員は、この定款の定めるところに従って経費を分担する義務を負う。

(加入金及び経費分担金)

第45条 第7条の加入金及び前条の規定により社員が負担する経費分担金の算出根拠及び納付方法は、総会において別に定める。

- 2 加入金は、入会の承認通知を受けた日から1週間以内に納付しなければならない。
- 3 社員は、既納の加入金及び経費分担金の返還を請求することはできない。
- 4 臨時に経費分担金を徴収する場合は、総会の決議による。

第6章 資産及び会計

(資産の構成等)

第46条 本協会の資産は、次のものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載の財産
- (2) 加入金及び経費分担金
- (3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生じる収入

(5) 寄附金品

(6) その他の収入

2 資産は、基本財産及び通常財産の2種に分ける。

3 基本財産は、財産目録に基本財産として記載されたものとし、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、総会において、総社員の3分の2以上の決議を経て、処分し、又は担保に供することができる。

4 通常財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第47条 本協会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第48条 本協会の経費は、通常財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第49条 本協会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、監事の調査を受けた上で、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて執行することができる。

(事業報告及び決算)

第50条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長は、業務成績報告書、公益目的支出計画実施報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の業務成績報告書をもって法人法上の事業報告とする。

(総会の資料の備付け)

第51条 会長は、通常総会の日の2週間前から、社員の閲覧に供するため、次の書類を事務所に備え置かなければならない。

(1) 予算総会の前には、事業計画書及び収支予算書

(2) 決算総会前には、業務成績報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録並びにこれらの附属明細書

(剰余金の分配)

第52条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金)

第53条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総社員の3分の2以上の決議を得なければならない。

(事業年度及び会計年度)

第54条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計規則)

第55条 この定款に定めるもののほか、会計に関し必要な規則は、理事会において定める。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第56条 この定款は、理事又は社員の発議によって総会の決議でこれを変更することができる。

2 前項の決議には、総社員の4分の3以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第57条 本協会は法令で定められた事由により解散するが、総会の決議によって本協会を解散しようとするときは、総会において総社員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第58条 本協会が解散したときの残余財産の処分については、総社員の4分の3以上の決議を得なければならない。

第9章 事務局

(事務局)

第59条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、会長が任免する。ただし、事務局長その他の重要な職員の任免については、理事会の承認に基づき、会長が行う。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(資料の備置き)

第60条 事務所には、総会の承認を得た次の書類を常に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
 - (2) 社員名簿
 - (3) 役員名簿
 - (4) 業務成績報告書
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 財産目録
 - (7) 貸借対照表
 - (8) 監査報告
 - (9) 事業計画書
 - (10) 収支予算書
 - (11) その他必要な書類
- 2 前項(3)から(8)まで、及び(11)の書類については5年間、同項(9)及び(10)の書類については、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
- 3 第1項に掲げる資料の開示又は閲覧に当たって必要な事項は、別に定める。

第10章 雑則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第61条 この定款の施行に必要な事項で本定款に定めのない事項については、理事会がこれを決定する。

(公告の方法)

第62条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、佐賀県において発行する佐賀新聞に掲載する方法による。

附 則

(定款の効力)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(最初の代表理事等)

- 2 本協会の最初の代表理事(会長)は松尾靖彦、業務執行理事(常務理事)は吉田常満とする。

(事業年度)

- 3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 54 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、設立の登記の日を一般社団法人の事業年度開始日とする。